

第12回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和6年6月20日（木）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和6年6月20日（木）午前10時00分から午前11時45分

2. 開催場所 壬生町役場 101会議室

3. 出席委員 9人

会長 10番 大橋 好一

会長職務代理者 8番 琴寄 成人

委員 1番 早乙女春香 2番 安納 一雄 4番 刀川 正己 5番 鯉沼 玲子
6番 大関 孝男 7番 菅葉 孝男 9番 木野内佳代子

4. 参集推進委員

鯉沼 正男推進委員長

5. 議事日程

開会

議事録署名委員の指名

会議書記の指名

日程第1 会務報告について

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について

日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について

日程第5 議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について

日程第6 議案第5号 壬生農業振興地域整備計画変更の件について

日程第7 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の件について

日程第8 報告第2号 農地法第5条の規定による届出の件について

日程第9 報告第3号 所有者不明農地の公示の件について

その他 事務連絡

閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岡 洋子 局長補佐兼農地調整係長 宇賀神 尚
主任 松本ひなた

7. 会議の概要

令和6年6月20日（木）【午前10時00分開会】

●局長 ただ今より第12回壬生町農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は9名で、高橋宏治農業委員より欠席の連絡をいただいております。また、鯉沼正男推進委員長に出席をいただいており、早乙女和弘推進委員より欠席の連絡をいただいております。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長 みなさん、おはようございます。本日は日差しも強く、気温も30度を超えるとのことです。農作業は日中外で行うことが多いと思いますが、今後熱中症には十分注意いただき、この夏を健康に乗り切っていただきたいと思います。また、今度の日曜日頃に関東地方が梅雨に入る予報が出ていますが、梅雨の期間が短く、1年間の雨量が平年と変わらないとすると、以前のように集中豪雨になる可能性もありますので、各自雨どいの清掃や屋敷周りの排水対策等準備を心がけなければと思います。

本日は第12回総会という事で、改選から1年の業務が経過する月となりました。おかげさまで順調に農業委員会の使命を果たしているのではと思っています。今後とも皆様のご協力をお願いしまして、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

●局長 ありがとうございました。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長にお願いいたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、4番 刀川 正己委員、5番 鯉沼 玲子委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記は、事務局職員の 宇賀神局長補佐を指名いたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をお願いします。

●局長 会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

5月28日（火）下野農業協同組合第25回総代会が栃木市文化会館で行われ、大橋好一會長が出席いたしました。

5月29日（水）全国農業委員会会長大会及び栃木県選出国會議員に対する要請活動が東京都文京シビックホール及び衆議院第二議員会館で行われ、大橋好一會長と私が出席いたしました。

5月30日（木）下都賀地方農業振興協議会総会が栃木市下都賀庁舎第一別館で行われ、大橋好一會長と私が出席いたしました。

6月3日（月）壬生町選挙管理委員会が特別会議室で行われ、大橋好一會長が出席いたしました。

6月4日（火）地域計画策定に係る地域協議（2回目）の打合せ会議が104会議室で行われ、大橋好一會長、早乙女春香農業委員、葭葉孝男農業委員、葭葉進推進委員、荒川広文推進委員、鈴木進吉推進副委員長、宇賀神尚局長補佐と私が出席いたしました。

6月5日（水）地域計画策定に係る地域協議（2回目）の打合せ会議が104会議室で行われ、琴寄成人職務代理、安納一雄農業委員、木野内佳代子農業委員、大橋和枝推進委員、高山ゆき子推進委員、大橋 肇推進委員、宇賀神尚局長補佐と私が出席いたしました。

6月6日（木）地域計画策定に係る地域協議（2回目）の打合せ会議が104会議室で行われ、刀川正己農業委員、大関孝男農業委員、中川義人推進副委員長、廣澤 薫推進委員、佐藤 達推進委員、森田 栄推進委員、糸川洋一推進委員、大栗京子推進委員、宇賀神尚局長補佐と私が出席いたしました。

6月13日（木）壬生町観光協会定期総会が特別会議室で行われ、大橋好一會長が出席いたしました。

6月14日（金）農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が101会議室及び現地で行われ、早乙女春香農業委員、安納一雄農業委員、高橋宏治農業委員、鯉沼正男推進委員長、早乙女和弘推進委員、宇賀神尚局長補佐、赤羽根和男局長補佐が出席いたしました。

同じく6月14日（金）農業振興地域整備計画変更に関する現地調査委員会が101会議室及び現地で行われ、大橋好一會長、琴寄成人職務代理、早乙女春香農業委員、安納一雄農業委員、高橋宏治農業委員、農政課 中川崇行主幹、糸川紘慧主査、宇賀神尚局長補佐、赤羽根和男局長補佐が出席いたしました。

以上になります。

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」議案に従いまして、第1項から順にご説明いたします。

第1項

貸人 _____ (三好町) 自作地 76ha 貸付地 15ha

借人 _____ (下馬木) 自作地 180ha

(土地の表示)

壬生町大字上稻葉字下新田 _____ 田 181m²

壬生町大字上稻葉字下新田 _____ 田 1104m²

壬生町大字上稻葉字下新田 _____ 田 15m²

壬生町大字上稻葉字下新田 _____ 田 588m²

壬生町大字上稻葉字下新田 _____ 田 119m²

合計 2007m²

5年間の使用貸借権の設定 稼働2人

第2項

譲渡人 _____ (宇都宮市) 自作地 208ha 貸付地 4ha

譲受人 _____ (鹿島) 自作地 56ha 借入地 39ha

(土地の表示)

壬生町大字下稻葉字改正 _____ 田 975m²

壬生町大字下稻葉字改正 _____ 田 991m²

壬生町大字下稻葉字改正 _____ 田 929m²

壬生町大字下稻葉字改正 _____ 田 941m²

合計 3836m²

売買による所有権移転 10aあたり_____円 稼働2人

以上、第1項から第2項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件について、申請書、添付書類、農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりました。説明は以上です。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 8番 琴寄 成人 委員

●8番 琴寄 成人 委員（1項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第1項について説明いたします。

去る6月15日に私と葭葉農業委員、大橋推進委員と、借人の_____さん立会いのもと、現地調査を行い、チェックシートに基づき調査いたしましたが、何ら問題を生じる恐れはないことを確認いたしましたのでご報告いたします。以上です。

○議長 ありがとうございました。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 他にございますか。発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第2項案件を議題といたします。なお、本案件は、_____委員の親族が譲渡人となる事案です。農業委員会法第31条の規定により、議事参与が制

限されます。

_____ 委員は、当該事案の議事にあたり退席することになります。

○議長 それでは、_____委員は退席をお願いいたします。

(_____ 委員 退席)

先ほど事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 2番 安納 一雄 委員

●2番 安納 一雄 委員（2項の現地調査の結果並びに補足説明）

2項案件について、去る6月11日に私と早乙女農業委員、鯉沼推進委員と、
議受人の_____さん立会いのもと、現地を確認してまいりました。チェックシートに基づき確認してまいりましたが、何ら問題を生ずる恐れないと確認してまいりましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 他にございますか。それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

_____ 委員は、席にお戻りください。

(_____ 委員 着席)

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件につい

て」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」ご説明します。

第1項

譲渡人 _____ (上表町)

譲受人 株式会社 _____
代表取締役 _____ (大阪府)

(土地の表示)

壬生町大字壬生乙字五反目 _____ 田 578 m²
太陽光発電設備敷地 売買による所有権移転

第2項

譲渡人 _____ (福和田)

譲受人 _____ 株式会社
代表取締役 _____ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町大字福和田字椿林 _____ 田 568 m²
資材置場 売買による所有権移転

第3項

譲渡人 _____ (上長田)

譲受人 _____ (下野市)
(土地の表示)

壬生町大字安塚字下原 _____ 田 2211 m²
診療所敷地 売買による所有権移転

第4項

賃貸人 _____ (中泉)

賃借人 _____ 株式会社
代表取締役 _____ (鹿沼市)

(土地の表示)

壬生町大字中泉字山ノ上	田	3203 m ²
壬生町大字中泉字山ノ上	田	161 m ²
	合計	3364 m ²

園芸用土採取 1年間の賃借権設定

第5項

譲渡人 持分2分の1	（上田）
持分2分の1	（宇都宮市）
譲受人 株式会社	
代表取締役	（大阪府）

(土地の表示)

壬生町大字上田字大力	畠	1104 m ²
太陽光発電設備敷地 売買による所有権移転		

第6項

賃貸人	（助谷）
	（助谷）
	（助谷）
賃借人 株式会社	
代表取締役	（栃木市）

(土地の表示)

壬生町大字助谷字中丸	畠	468 m ² のうち 125.44 m ²
壬生町大字助谷字中丸	畠	1541 m ² のうち 1008.07 m ²
壬生町大字助谷字中丸	畠	472 m ² のうち 90.82 m ²
壬生町大字助谷字中丸	畠	485 m ²
壬生町大字助谷字中丸	畠	697 m ²
	合計	3663 m ² のうち 2406.33 m ²

園芸用土採取及び搬出入路 1年間の賃借権設定

第4項案件について補足説明させていただきますが、令和6年5月28日付けで園芸用土採取を目的とした一時転用許可を受けた土地の隣接地になります。地権者から同意が得られたことから、今回区域拡張の申請に至っております。この後の議案第3号で事業計画変更申請がなされている状況であります。

説明は以上となります。

○議長　ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る6月14日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の1番　早乙女　春香農業委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番　早乙女　春香　委員（1項案件について報告）

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、6月14日（金）に私と、安納一雄農業委員、高橋宏治農業委員、鯉沼正男推進委員長、早乙女和弘推進委員、宇賀神　尚局長補佐、赤羽根和男局長補佐の7名で調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、_____から南に約300mのところに位置しており、第2種農地に該当します。

事業計画書によると、譲受人は太陽光発電パネル108枚、パワーコンディショナー8台を設置し、売電単価_____円、年間発電量64,420kwh、年間売電額_____円を想定しております。土地の選定については、代替性の検討を行っており、日照量を確保しやすく、周辺の農地への影響も軽微であることから、申請地を決定しております。事業資金約_____万円は、自己資金で対応するため、金融機関からの残高証明書が添付されております。

隣地土地所有者は、_____になっており、事業概要は説明しておりますが、転用同意書としては、添付されておりません。

以上のことから、第2種農地であり、代替性の検討を行っており、立地基準、一般基準による実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案について、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 1番 早乙女 春香 委員

●1番 早乙女 春香 委員（2項案件について報告）

次に第2項案件について報告します。

申請地は、_____の東隣のところに位置しており、第2種農地に該当します。

事業計画書によると、譲受人は解体事業を営んでおり、現在壬生町大字壬生甲_____に資材置場を所有しておりますが、事業拡大に伴い、手狭になっております。そのため、現在の事業所と至近距離にあり、接道条件も良い申請地を選定しました。事業資金約_____万円は自己資金で対応するため、金融機関からの残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 1番 早乙女 春香 委員

●1番 早乙女 春香 委員（3項案件について報告）

次に第3項案件について報告します。

申請地は、_____、_____から北に隣接するところに位置しており、第3種農地に該当します。

事業計画書によると譲受人は、__市で_____及び_____を経営する_____の_____であります。壬生町において、_____を開院するため、今回の申請となりました。土地の選定については、代替性の検討を行っており、交通アクセスの良好な場所で周辺住民の需要が見込まれ、周辺の農地への影響も軽微であることから、申請地を決定しております。事業資金約_____万円は、自己資金及び融資で対応するため、金融機関からの残高証明書及び融資証明書が添付されております。

以上のことから、第3種農地であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。審議のほどよろしくお願いいいたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第4項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 1番 早乙女 春香 委員

●1番 早乙女 春香 委員（4項案件について報告）

次に第4項案件について報告します。

申請地は、_____から東に約1,100mに位置しており、中泉_____が農振農用地、中泉_____は第1種農地に該当します。

事業計画書によると、賃借人は園芸用土採取のため、隣接地から保安距離を東は1mから2m、西側は1m、南側は2m、北側は1mから2mを確保し、防護ネットを施すことになっています。掘削深は最大4.7mとなっています。埋戻用土の調達方法は、自社所有地のストック用土で埋め戻す予定となっており、採取した土は、__市の有限会社_____に販売する予定となっています。

事業資金約_____万円については、自己資金で対応するため、金融機関からの残高証明書が添付されております。また、隣接土地所有者の転用同意書、誓約書は添付しております。

以上のことから、農振農用地及び第1種農地ですが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において、保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることについて、厳重に指導し、賃借人も厳守すると約束しましたので、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案について、6月27日開催の、栃木県農業会議 常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会长名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第5項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 1番 早乙女 春香 委員

●1番 早乙女 春香 委員（5項案件について報告）

次に第5項案件について報告します。

申請地は、_____から北に約2,000mに位置しており、第2種農地に該当します。

事業計画書によると、譲受人は、太陽光発電パネル162枚、パワーコンディショナー9台を設置し、売電単価_____円、年間発電量99,295kWh、年間売電額_____円を想定しております。土地の選定については、代替性の検討を行っており、日照量を確保しやすく、周辺の農地への影響も軽微であることから、申請地を決定しております。

事業資金約_____万円は、自己資金で対応するため、金融機関からの残高証明書が添付されております。

また、隣接土地所有者の転用同意書は、北側農地の所有者の所在が確認できないため、同意書はございませんが、南側土地所有者については、同意書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、代替性の検討を行っており、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。審議のほどよろしくお願いいいたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第5項は原案のとおり決定いたしました。本案

件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第6項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 1番 早乙女 春香 委員

●1番 早乙女 春香 委員（6項案件について報告）

次に第6項案件について報告します。

申請地は、_____から西に約200mに位置しており、農振農用地に該当します。

事業計画書によると、賃借人は、園芸用土採取のため、隣接地から保安距離を東側は1mから2m、西側は2mから3m、南側は1mから2m、北側は1mを確保し、防護ネットを施すことになっています。掘削深は最大4.0mとなっています。埋戻用土の調達方法は、自社所有地のストック用土で埋め戻す予定となっており、採取した土は、____市内の有限会社_____に販売する予定となっています。

事業資金約_____万円は、自己資金で対応するため、金融機関からの残高証明書が添付されております。

隣地土地所有者の転用同意書は添付されております。また、誓約書も添付されております。

以上のことから、農振農用地ですが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において、保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることについて、厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第6項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に日程第4 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは、議案第3号「農地法5条の規定による許可の事業計画変更申請の件について」ご説明いたします。

第1項

賃借人 _____ (中泉)
_____ (中泉)

賃借人 _____ 株式会社
代表取締役 _____ (鹿沼市)

(土地の表示)

壬生町大字中泉字山ノ上	畑	2509m ²
壬生町大字中泉字山ノ上	畑	204m ²
壬生町大字中泉字山ノ上	畑	95m ²
壬生町大字中泉字山ノ上	畑	664m ²
壬生町大字中泉字山ノ上	畑	595m ²
壬生町大字中泉字山ノ上	畑	687m ²
壬生町大字中泉字山ノ上	田	3203m ²
壬生町大字中泉字山ノ上	田	161m ²
	合計	8118m ²

園芸用土採取 1年間の賃借権設定

採取面積 4754m²から 8118m²への変更

令和6年5月28日付で園芸用土採取を目的とした一時転用許可を受けておりますが、先ほどの議案第2号第4項案件にありますとおり、中泉字山ノ上_____番____番____番____の地権者から同意が得られたことから、今回の採取面積の変更ということで、事業計画変更申請が出ております。

説明は以上となります。

○議長 ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る6月14日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について調査委員長の1番 早乙女 春香 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 早乙女 春香 委員 (1項案件について報告)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、農地法第5条の現地調査と同じ6月14日金曜日に、同じメンバーで調査いたしました。

第1項の案件についてご報告します。

こちらの案件については、令和6年5月28日付で園芸用土採取のための一時転用の許可を受けております。理由書によりますと、許可を受けております採取地の隣接土地所有者から新たに採取同意が得られたことから、事業効率を考え同一事業地とするため、採取面積の拡張を申請するものであります。

以上のことから、変更の内容が転用の許可基準上も問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としては、許可やむなしとなりましたので報告します。審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案について、議案第2号第4項の案件と合わせて6月27日開催の、栃木県農業会議 常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会长名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第5 議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をお願いします。

なお、本案件には_____委員が設定人となる事案が含まれております。農業委員会法第31条の規定により議事参与が制限されておりますので、_____委員は、当該事案の議事にあたり、退席することになります。

それでは、改めまして、事務局より説明をお願いいたします。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」ご説明いたします。

議案書8ページ、利用権設定の新規・使用貸借権分について、記載のとおり1件の設定となっております。

次に議案書の9ページから12ページ、一括方式の新規・賃借権分について、記載のとおり7件の設定となっております。

次に議案書の13ページ、一括方式の新規・使用貸借権分について、記載のとおり3件の設定となっております。

次に、議案書の14ページ、所有権移転分について、記載のとおり7件の権利設定となっております。

以上、各案件は農業経営基盤促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

○議長 ただいま事務局から説明がありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」の内、_____委員が設定人となる事案を除き、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」の内、_____委員が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」の

内、_____委員が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定いたしました。

○議長 ここで、_____委員は退席をお願いします。

(_____委員 退席)

○議長 先ほど、事務局から説明がありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」の内、_____委員が設定人となる事案について、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」の内、_____委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」の内、_____委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定いたしました。

○議長 ここで、_____委員は席にお戻りください。

(_____委員 着席)

○議長 次に日程第6 議案第5号「壬生町農業振興地域整備計画変更の件について」を議題といたします。農用地区域の変更明細（他の土地利用をもっての除外）について、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案第5号「壬生町農業振興地域整備計画変更の件について」の内、農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもっての除外）について説明いたします。議案書の16ページをご覧ください。

1番

安塚字下原_____の一部 田 281. 79 m²

自己用住宅敷地を目的とした除外の申請で、土地所有者は_____氏、土地利用予定者は_____となっております。_____氏と_____氏は親子となっております。

説明は以上です。

○議長 ただ今の事務局の説明に関連して、この件については去る6月14日の調査委員会において調査済みですので、農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもっての除外）1番の案件について、調査委員長の 2番 安納 一雄 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●2番 安納 一雄 委員（1番の件について報告）

議案第5号 「壬生町農業振興地域整備計画変更の件」について、審査会の審査結果をご報告いたします。

審査等については、6月14日 金曜日に私と、大橋好一会長、琴寄成人職務代理、早乙女春香委員、高橋宏治委員、農政課 中川崇行主幹、余川紘慧主査、宇賀神尚局長補佐、赤羽根和男局長補佐の9名で行いました。

農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもっての除外）1番について、ご報告いたします。

申請地は、_____から東へ約150mに位置する農地です。土地の所有者は_____氏で、土地の利用予定者の_____で分家住宅用敷地を目的とした除外の申し出となっております。_____は現在、_____内のアパートに住んでおり、住宅の建築を検討していました。本人達が所有する土地ではなく、親族が所有する土地及び周辺土地を複数検討したところ、条件に合う建築可能な土地が申請地以外になく、今回の申し出に至ったということです。

申請地は一団農地の縁辺部にあり、周辺農地への影響が少なく、農地の集団的まとまりを阻害する状況にないことから、今回の案件につきましては、農振法第13条第2項の規定にある

- ・農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替する土地がないこと
- ・農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと
- ・農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の

利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと

・農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと
等の農振除外の要件を満たしているものと思われますので、審査会としましては、
農用地区域除外はやむなしとなりましたのでご報告いたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、
調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第5号「壬生町農業
振興地域整備計画変更の件」の内、農用地区域の変更明細（他の土地利用目的を
もっての除外）1番の案件について、議案のとおり決定することに賛成の方は挙
手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号「壬生町農業振興地域整備計画変更の件」の内、
農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもっての除外）1番については、原
案のとおり「適」回答として、町に意見を送付いたします。

○議長 続いて、議案第5号「壬生農業振興地域整備計画変更の件について」の内、農
用地区域の変更明細（農用地区域編入）について、関連している案件となります
ので、1番から14番まで一括して、事務局より議案の朗読と説明をお願いいた
します。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案第5号「壬生農業振興地域整備計画変更の件について」の内、農
用地区域の変更明細（農用地区域編入）について説明いたします。議案書の17
ページをご覧ください。1番から14番まで記載されております。

1番	上稲葉字町田_____	田	915m ²
2番	上稲葉字町田_____	田	390m ²
3番	上稲葉字橋上_____	田	763m ²
4番	上稲葉字町田_____	畠	66m ²
5番	上稲葉字町田_____	田	107m ²

6番	七ツ石字本庄_____	田	697m ²
7番	上稻葉字橋下_____	田	234m ²
8番	上稻葉字橋下_____	田	398m ²
9番	七ツ石字久保田_____	田	1461m ²
10番	上稻葉字町田_____	畠	644m ²
11番	上稻葉字町田_____	畠	426.44m ²
12番	上稻葉字堀南_____	畠	585m ²
13番	上稻葉字七町_____	田	456m ²
14番	上稻葉字稻荷島_____	田	421m ²

上稻葉圃場整備事業に係る農用地区域編入という事で申請が出されております。14筆の内、田は10筆5, 842m²、畠は4筆1, 721.44m²、面積合計7, 563. 44m²となっております。

説明は以上です。

○議長 ただ今の事務局の説明に関連して、調査委員長の 2番 安納 一雄 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 2番 安納 一雄 委員（1番から14番までの件について報告）

農用地区域の変更明細（農用地区域編入）1番から14番について、ご報告いたします。

申請地は町の西部、上稻葉地区に位置しており、上稻葉圃場整備事業の予定区域内にあります。圃場整備事業の対象区域にするためには、青地への編入が必要なことから、今回の申し出に至ったということ드립니다。

審査会としましては、農用地区域への編入は問題ないと判断しましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第5号 農用地区域の変更明細（農用地区域編入）の1番から14番までの案件について、議案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第6号 農用地区域の変更明細（農用地区域編入）の1番から14番については、原案のとおり「適」回答として、町に意見を送付いたします。

○議長 次に日程第7 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の18ページのとおり5件の申請がございました。

内容については、記載されているとおり、相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長 次に日程第8 報告第2号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の19ページのとおり3件の届出がございました。

これらについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号は終わります。

○議長 次に日程第9 報告第3号「所有者不明農地の公示の件について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 報告の朗読と説明【松本ひなた主任】

報告第3号 「所有者不明農地の公示の件について」についてご説明いたします。議案書20ページのとおり、中泉の12筆、面積合計17,456.55m²の農地の分になります。こちらは、平成30年の基盤法、農地法の改正により所有者不明農地の活用が図られた制度で、本町につきましては初めての適用となります。

本制度の説明をさせていただきます。資料の1、2枚目をご覧ください。本制度の概要についてですが、農地の利用状況調査で把握した遊休農地や耕作者不在農地、死亡や引退等により耕作者が不在となることが見込まれ、遊休化の恐れがある農地を農地バンクに貸付する際に、所有者が不明の時又は共有地で過半の持分を有する共有者の所在が不明の場合は、農業委員会が所有者を探索することになっております。農業委員会が探索する範囲は登記名義人の配偶者と子までに限定されております。探索によって所有者が判明しなかった場合は、農業委員会がその旨を公示し、最終的に県知事の裁定を受けて、農地バンクが利用権を設定します。この制度は大きく分けて、所有者が1人も判明しない場合や、相続放棄されている場合は農地法、共有者の1人でも判明している場合は農地バンク法、基盤法により手続きを行います。この制度は令和5年4月の改正により、利用権設定期間の上限が20年から40年に引き上げられ、探索後の公示期間が6か月から2か月に短縮され、さらに活用しやすくなりました。事務処理の流れは、3枚目の資料をご覧ください。今回の案件につきまして、農地の登記簿謄本、登記名義人の除籍謄本、改正原戸籍、住民票の除票を探索した結果、登記名義人の配偶者、子がないことが判明しました。それを踏まえて6月5日に、農地の借受希望者、県農業振興公社、県農業会議と私とで現地確認を行いました。公社が農地を借り受けするのに特に問題ない農地であることが確認できたことから、今回農業委員会による公示の件について報告案件として挙げさせていただきました。所有者不明農地の地図については、資料の

4枚目となっております。また、該当地における権利設定は特になされておりません。借受予定者は_____市になります。権利設定は5年間を予定しております。今後のスケジュールですが、本日の総会で皆様に了承いただけましたら、公示を2か月間行い、公示によって異議の申し出がなければその旨を公社に通知します。その通知を送付する前に8月の農業委員会総会にて決議をいただくことになります。その後に手続きが済み、借受予定者が農地の利用を開始できるのは来年1月頃の予定となっております。説明は以上となります。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員

この農地はもともと借受予定者が借りていた農地だったのですか。

●事務局 松本 ひなた 主任

もともと相対で借りていた方が耕作していた箇所と、少し荒れていた箇所とあります。次の借受予定者の方が来年の1月までは保全管理をしてくださることなので、農地が荒れることはないと想います。

○議長 今後このような農地が増えていくかと思いますが、この農地バンクの借受は借受予定者がいないと手続きはできないのですか。

●事務局 松本 ひなた 主任

はい、借受予定者がいないと手続きはできません。

○議長 この____さんという方は亡くなってしまったということですが。

●事務局 松本 ひなた 主任

この方はご結婚されておらず、相続人が誰もないという事で、周りの農地の方が不安視されており、農業委員会事務局にお話をいただきました。所有者が亡くなってしまって、相続人が不明の農地を借りたいのだがどのようにすればよいかという相談が農業委員会事務局にありました。近辺の方が新しい耕作者を見つけてくださいました。

○議長 今回のよう件については、町の広報紙等で周知してもらえば良いと思います。

○議長 8番 琴寄 成人 委員

●8番 琴寄 成人 委員

今回のような場合、賃借料はどこに支払うのですか。農地バンクですか。
相続人がいないですよね。

●事務局 松本 ひなた 主任

使用貸借はできないことになっており、賃貸借となります。

●8番 琴寄 成人 委員

賃貸借ではなく、所有権移転の場合はどうになるのですか。

●事務局 松本 ひなた 主任

今回は、農業委員会で配偶者と子までを探索して、公示をして、異議申し出がなかった場合に、手続きを進めて、最終的に農地の賃貸借を行うというもので、所有権移転まではできません。

○議長 この賃貸借の件で、賃借料は決まっているのですか。

●事務局 松本 ひなた 主任

賃借料は、農地バンクと借受予定者との間で近隣農地の賃借料を参考にその金額よりやや低めの設定で、相談して決めるようになります。

●8番 琴寄 成人 委員

今回のような場合は、借受希望者が農地バンクに連絡して手続きをするのですか。

●事務局 松本 ひなた 主任

農業委員会事務局に連絡いただければ。農地バンクに連絡いただいてもいいのですが、そのような場合は、公社からこちらに連絡があると思います。

●8番 琴寄 成人 委員

公社で賃借料の最低金額というものを定めているのでしょうか。

●事務局 松本 ひなた 主任

公社から示されていないので、公社内では定められているのかもしれません
が、把握していません。

○議長 それでは、後で調べてください。その他に発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号は終わります。

○議長 次にその他について、事務局から説明をお願いします。

●事務局 説明（松本主任）

その他について

1、「令和7年度農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に
関する要望事項」について

要望がある場合は、添付の用紙に記入し7月12日（金）までに提出願います。
昨年の下都賀地区の要望が添付しておりますので、参考にしてください。

2、農作業標準賃金一覧表について

令和5年度と同じ内容となります。問題なければ、この一覧表の配布をしよ
うと思います。

→畔塗りや薬剤散布等について、来年度見直しを検討

3、令和6年度「田畠売買価格等に関する調査」について

壬生地区、稲葉地区、南犬飼地区とあります。令和5年5月1日から令和6年
4月30日までの売買価格の調査についてです。問題がなければ、これで報告を
させていただきます。

4、壬生町観光協会会費の納入について

3,000円を農業委員会親睦会より支出いたします。

5、壬生町ふるさと祭り 花火協賛金の納入について

30,000円を親睦会より支出いたします。

事務連絡について

1、令和5年度全国農業新聞表彰について

情報活動特別功労賞

大橋 好一 会長（全国第5位）

情報活動功労賞

大橋 好一 会長

大関 孝男 農業委員

中川 義人 農地利用最適化推進委員

森田 栄 農地利用最適化推進委員

2、令和6年度市町村農業委員等の公務災害補償制度の加入申請について

保険期間 令和6年10月1日午後4時から令和7年9月30日午後4時まで

保険料2,000円を7月12日支払いの報酬から天引きさせていただきます。

3、農業経営基盤強化促進法の改正に伴う利用権・農地バンク チラシ配布

4、壬生町農業委員会研修会の日程について

11月中旬頃から12月上旬頃実施

詳細が決まり次第、通知等でお知らせします。

5、その他

家族経営協定の研修会を農業委員会で実施

同日、研修会の後に農業委員会暑気払いを実施

詳細については後日通知等でお知らせします。

○議長 その他、何かございますか。

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第12回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

【午前11時45分閉会】

会長 大庭好一

4番 刀川正己

5番 角田滋玲子